

障害のある方の雇用を お考えの会社様に向けた 障害者事業主委託訓練のご案内



障害者事業主委託訓練(実践能力習得コース)は静岡県の制度です

事業主委託訓練のメリット

定着率の向上・ミスマッチの防止

- ・雇用前に仕事の様子を確認できます。
- ・本人の障害特性をあらかじめ知ることができます。
- ・訓練終了後、職務を遂行することが可能と認められた場合、企業と訓練生の合意で雇用が決定します。

訓練はOJT方式

訓練期間:原則3ヶ月以内
(1ヶ月単位)

訓練時間:月60時間以上

企業の負担が少ない

- ・訓練中は雇用契約を結ばないため、賃金の支払いは必要ありません。
訓練生には県から訓練手当又は雇用保険が支給されます。
※一定の条件を満たして公共職業安定所から受講指示を受けた場合
- ・訓練中は県の労働者災害保険に加入するため、安心して訓練を行うことができます
- ・必要書類の作成は沼津技術専門校が行います。

委託料のお支払い

訓練期間中は県より事業主様に、訓練生一人につき、月額最高 60,000 円
(税別)の委託料をお支払いさせていただきます

即戦力になる

就業後と同じ作業で訓練を行うので、訓練終了後 即戦力となります

T E C H N O

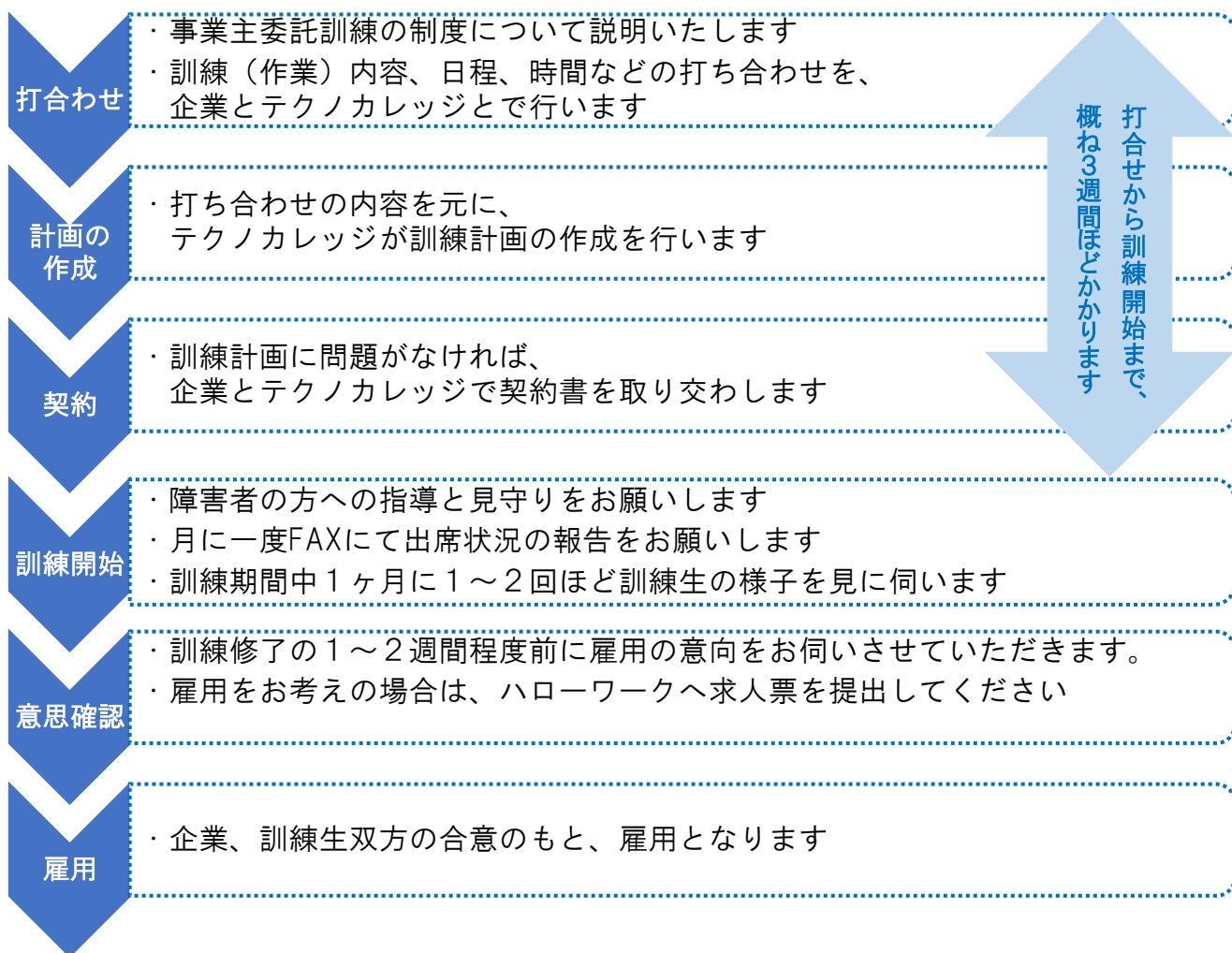
沼津テクノカレッジ(静岡県立沼津技術専門校)

〒410-0022 沼津市大岡 4044-24

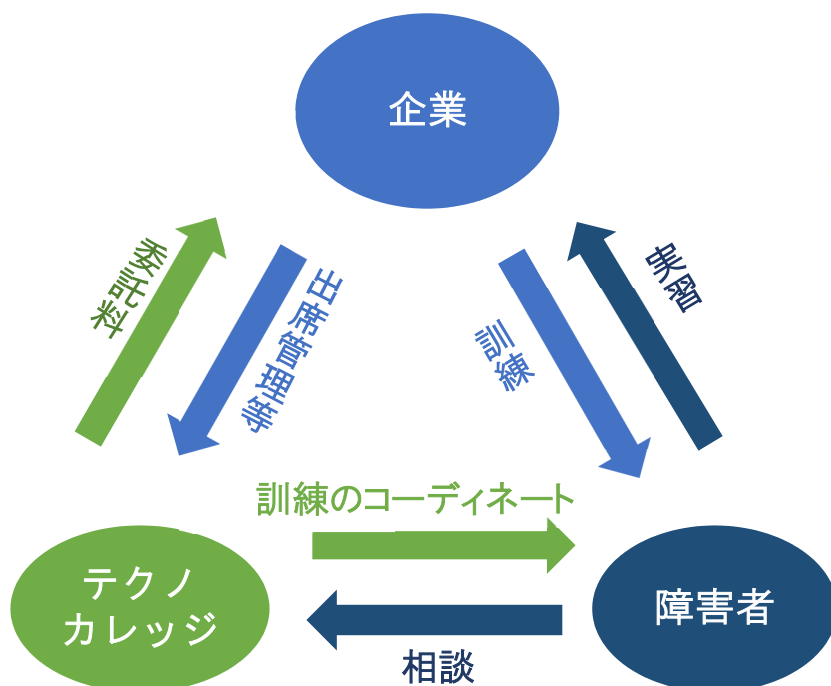
TEL:055-925-1071 FAX:055-925-1115

訓練課 障害者職業訓練担当まで

訓練の流れ



障害者雇用をバックアップします！



※その他ご不明な点についてはお電話等にてお問合せください